

特集

2



# 倒産！ 被害回復と弁護団の役割

瀬戸 和宏 Seto Kazuhiro 弁護士(東京弁護士会)  
東京弁護士会消費者問題特別委員会委員、日弁連消費者  
問題対策委員会幹事、クレジット・リース被害対策弁護  
団長、カンボジア不動産投資被害弁護団長等。



## はじめに

2011年、安愚楽牧場(以下、安愚楽)から約束の配当がなされなくなったことから、各地の消費生活センターや弁護士会の法律相談への相談が相次ぎ、各地で弁護団が結成されました。安愚楽は、当初は民事再生の申立てをしましたが、のちに破産手続に移行し、約5%の破産配当がされて、破産手続が終了しました。

当時、被害にあった消費者からは、弁護団に入ったほうがよいのか、入らないと何か不利益を受けるのか、などの相談も多く寄せられていたようです。そこで、弁護団とはどういうものなのか、倒産事件等における弁護団の役割について説明したいと思います。

## いろいろな弁護団

弁護団は、特定の事件を共同で受任する目的のために、事務所を異にする複数の弁護士が集まった任意の団体です。

安愚楽のように、特定の事業者が倒産して一度に多数の被害者が発生した場合、また公害被害や薬害のように同じ原因により多数の被害者の存在が明らかになった場合などは、その受け皿として弁護団ができます。依頼者が1人の事件についても、その事件処理の困難性や事件の重要性などから弁護団を作ることもあります。2004年、14万円余の架空請求を受けていた消費者が少額訴訟を提起されたことに対し、当時、その事件の重要性から19名の弁護士が弁護団

を結成しました\*1。

弁護団は、一般的には特定の事件に対応して弁護士が集まるため、その事件が解決すれば解散します。しかし、継続的に発生する同種の事件(被害)に対応するための弁護団もあります。例えば東京にある、医療事故に対応する医療問題弁護団、製品事故に対応するPL弁護団、クレジットやリースなどの与信にかかわる問題を含んだ事件\*2に対応するクレジット・リース被害対策弁護団などです。

同一の事業者の倒産に伴い組織される弁護団は、1つとは限りません。前述の安愚楽の倒産でも、各地に弁護団ができました。

逆に、全国で多数の被害者が発生した事件の場合でも各地に弁護団ができるとは限りません。2005年に平成電電が倒産し、全国に19,000名余、490億円余の被害を発生させた平成電電匿名組合契約事件では、平成電電被害対策弁護団が東京にできただけでした\*3。

## 運営ルールはさまざま

弁護団は、あくまで任意の団体なので、弁護団の運営はすべて、その弁護団に参加した弁護士が協議をして決めます。したがって、弁護団ごとに運営ルールは違います。前述した安愚楽

- \*1 横山哲夫+瀬戸和宏+高木篤夫編著『架空請求その時どうする?』(日本経済新聞社)
- \*2 現時点でサクラサイト被害、投資用マンション被害、提携リース被害など。
- \*3 2013年5月に配当を停止したMRIインターナショナル被害事件についても、東京にMRI被害弁護団があるだけで、全国の被害者の54%、被害額の71%を受任している。

の倒産に伴い組織された各地の弁護団の場合も、お互いの情報を交換をして、できるだけ同一の基準で被害者の救済に当たっていますが、それぞれ独立した弁護団なので、同一の費用で同一のサービスを提供するとは限りません。

### 主な活動内容

事業者が倒産した場合でも、安愚楽事件のように出資したお金を取り戻したい場合と、モニター商法事件\*4のようにクレジット会社からの請求を拒絶したい場合があります。ココ山岡事件\*5のようにクレジット会社からの請求を拒絶するとともに、支払ったお金の取り戻しの双方を行う場合もあります。

クレジット会社などからの支払いを拒絶する場合には、クレジット会社と交渉し、合意ができなければ裁判となります。

お金を取り戻す場合については、倒産した事業者やその役員などの請求相手に破産手続が開始されると、その手続きの中で配当を受けることしかできません。そのため、破産手続の開始後は、弁護団は破産管財人(以下、管財人)が少しでも多くの財産を集め、少しでも配当額が多くなるように協力します。この結果は弁護団への依頼の有無にかかわらず、全債権者の利益となります。また、弁護団では管財人は支払い請求をしていないが責任を負うべき者がいると判断するときは、その者を相手に支払いを請求します。その回収したお金は、弁護団への依頼者だけに分配されます。

事業者が、倒産しても自己破産手続をとらない場合、弁護団は結果として多くの依頼者の利益になると判断すれば、倒産した事業者に対し破産手続開始の申立てをします。その結果は、弁護団に依頼しない被害者にも等しく及びます。さらに、弁護団では必要があれば関係者に対す

る刑事告訴・告発を行います。

### 結成するメリット

弁護団にできることは1人の弁護士のそれと変わりません。弁護団には捜査機関のような強制力はありませんし、管財人のように破産した事業者の財産状況を事業者の内部から調査する権限もありません。

しかし、複数の弁護士が集まることにより、<sup>えいち</sup>叡智を結集できることはもちろん、1人の弁護士では処理しきれない多くの調査や処理が可能となり、効率化も図れます。また、より多くの被害者が集まり、個々の被害者の持つ情報が集積すれば、事件の真相に迫ることもできます。

さらに、多くの被害者の声を弁護団が代弁することにより、被害者の主張や思いを、強く、社会や関係機関に訴えることができます。

### 依頼者に利益はあるか？

私たち弁護士は、事件を受任したとして、何ができるか、解決の見通しはどうか、依頼者に支払ってもらう費用と依頼者が得られる利益が見合うのかなどを検討して、依頼者の利益にならないと判断すれば、弁護団を作りません。

被害者も、弁護士に支払う費用と解決により得られる利益の見通しとの兼ね合いで、弁護士に依頼するかどうかを決めることとなります。弁護団を立ち上げても、依頼者が極めて少数で、赤字となってしまったこともあります。

なお、当然のことですが、弁護団が立ち上がる時点では、最終的にどれだけの被害回復ができるのかは、予測でしかありません。

### 弁護団はいつ立ち上がるのか？

事業者の倒産では、それまで普通に営業したり、分配金や配当を続けていたのに、ある日突然、営業を停止して倒産する場合と、滞りがちなながらも支払いを続け、やがて倒産に至る場合とがあります。

後者の場合、支払いが滞りがちになっていて

\* 4 特定商取引法に業務提供誘引販売取引を規制対象とすることとなった事件として、布団の販売を目的としたダンシングモニター商法事件や着物の販売をした愛染苑山久モニター商法事件が有名。

\* 5 将来の買い取りも条件として、若者にクレジット契約を利用してダイヤを販売し倒産した事件。全国に弁護団ができた。

も、その段階では通常、弁護団はできません。

ポンジー・スキーム\*<sup>6</sup>といわれるような投資被害事件では、被害回収の依頼を受けた弁護士は、事業者が新たな被害者を呼び込んでいるうちに、新たな被害者がだまし取られたお金で自分の依頼者の被害を回収できます。もし、この段階で弁護団ができて、一斉に多くの被害者が損害賠償請求をすると、事業者は倒産せざるを得ず、依頼者の被害回復が困難となってしまいます。実際に弁護団ができるのは、事業者の自転車操業が行き詰まり、配当が止まったときです。したがって、そのときには既に事業者の財産は散逸し、関係者も逃げ出しており、破産配当も多くを期待できないのが実情です。

個別の依頼を受けた弁護士は、事業者が倒産する前に事業がいずれ破綻し、多くの新たな被害者が発生することを予測していますが、依頼者の利益を損なうような行動、つまり、新たな被害者の発生を防止するためにその時点で弁護団を立ち上げ、多くの被害者を集めて事業者を倒産に追い込むということは、依頼者の承諾なしにはできません。依頼者も、まずは自分の被害の回復を優先するでしょう。

したがって、欺瞞的な商法を行っている事業者に対し被害を訴える人が多数現れても、分配金や配当などの支払いを継続している間は、なかなか弁護団ができません。その間に、被害者が増えていくのが分かっているにもかかわらず、です\*<sup>7</sup>。

これに対し、前述した前者の場合には、比較的速やかに、弁護団が立ち上がります。

## 依頼するメリット

弁護団に依頼するかどうかは、弁護団に何を

期待し、弁護団が何をしようとしているのか、弁護団に支払う費用と結果が見合うのか、依頼しなくても被害者自身で処理できることなのかなどを考慮して決めることとなります。管財人からの破産配当しか期待できず、債権届出は自分でできるという場合であれば、弁護団に依頼するメリットはあまりありません\*<sup>8</sup>。

しかし、専門家集団である弁護団に依頼することで、被害回復だけではなく情報が得られやすくなり、手続きを失念する心配がなくなるという安心感も大きな考慮要素となります。

弁護団が、倒産した事業者以外に対しても責任を追及することを検討している場合には、前述したように、弁護団に加わっていないと弁護団が回収したお金の分配を受けることができません。ただし、いくら回収できるのか、回収したお金を依頼者全員で分配した場合、個々の依頼者に実際いくら分配されるのかは、依頼する時点では分かりません。

事業者の倒産によりクレジット会社から請求を受けるような案件では、弁護団に依頼すると直接の請求が止まるメリットがあります。依頼しない人には、クレジット会社からの請求が続き、支払いを放置すると、訴訟を提起されます\*<sup>9</sup>。

いずれにしろ弁護団に依頼することは、1人の被害者からみると、被害者が集まって多数の弁護士に依頼することになるので、気持ちのうえでは安心できるのではないかと思いますし、弁護士費用も個別に依頼するよりは安くなります。なお、弁護団の費用を資力不足で支払えない場合、法テラス(日本司法支援センター)の資金援助を利用して弁護団に参加できる場合があります。各弁護団に相談してください。

\* 6 アメリカのネズミ講型投資詐欺の通称。出資金を運用してその利益を出資者に支払うなどと説明してお金を集めながら、実際には、新たな出資者から得た資金を前の出資者への配当や出資金の払い戻しに流用する形態。一種の自転車操業なので、新規の投資家(被害者)を呼び込まないと破綻する。

\* 7 早期に弁護団の成立が期待できないようなポンジー・スキームなどによる被害の発生、拡大防止などのために、消費者庁では、「消費者の財産的被害に係る行政手法研究会」を設置し、「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」を発表している(2013年6月)。  
[http://www.caa.go.jp/planning/pdf/gyousei-torimatome\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/gyousei-torimatome_1.pdf)

\* 8 平成電電匿名組合被害事件では、管財人と弁護団とで事前に協議をし、損害額の計算方法を合意し、管財人から被害者に対し、取引の内容、破産債権の金額、住所、氏名までも印刷された破産債権届出書が送付され、被害者は、印鑑を押すだけで返送すれば足りるようにした。

\* 9 愛染苑山久事件では、弁護団の依頼者について、集団で債務不存在確認の訴えを提起して争っていたところ、弁護団に加わっていなかった人に対し、クレジット会社が立て替え払い金請求訴訟を起こした。



## コラム

# 倒産にまつわる消費者トラブルQ&A

**Q** 夢だった新築マンションの売買契約をしました。手付金も支払いましたが、完成前にマンション建設会社が倒産してしまい、工事が中断しています。マンションの契約や支払った頭金はどのようなのでしょうか？



**A** 建設会社が倒産しても、再生手続が開始する場合や破産しても破産管財人により引き続き建設が続けられる場合には、マンションが完成して、引き渡しを受けることができます。

また、宅地建物取引業法では、売り主となる不動産会社に対して、一定額(未完成物件の場合は、売買代金の5%または1000万円を超える額)の手付金を買い主から受け取る際には、保全措置を講じることを義務づけています(手付金等の保全措置)。この保全措置が講じられていれば、倒産によってマンションの引き渡しを受けられなくなった場合でも、保証会社等から手付金を全額返還してもらうことができます。

**Q** プリペイドカードを買ったガソリンスタンドが廃業していました。手持ちのカードはどうなりますか？



**A** プリペイドカード(プリカ)は、デパート商品券と同様、前払式支払手段の1つであり、原則として、払い戻しは認められていません。

プリカの発行者は、万一の場合に備えて、未使用残高が1000万円を超えたとき、その未使用残高の2分の1以上の額に相当する額を発行保証金として法務局に供託し、保全しなければならないことになっています。

発行者が破産した場合、この発行保証金を元利用者へお金を戻す手続きがとられます。利用者は、払い戻しの手続きに従って60日以上の一定期間内に申し出をすることにより、優先的に弁済(配当)を受けることができますが、未使用分全額が戻ってくるわけではありません。

払戻しの手続きをしている発行者や発行の終了を予定している発行者については、金融庁のウェブサイト\*や国民生活センターのホームページで確認することができます。

なお、ガソリンスタンドなどでもらった「おまけ」のポイントは、保証の対象になりません。

発行保証金が義務づけられていない発行者が破産した場合は、通常の破産手続に基づいて処理されるので、被害の回復はあまり期待できません。

\* 「資金決済法に基づく払戻し手続実施中の商品券の発行者等一覧」  
<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/shohinken/ichiran.xls>

※参考：ウェブ版「国民生活」2013年12月号「生活情報クローズアップ」  
[http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201312\\_01.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201312_01.pdf)

**Q** パックツアーを申し込み、代金を支払いました。楽しみにしていたのですが、チケットを受け取る前に旅行業者が倒産してしまいました。返金してもらえますか？



**A** 一般社団法人日本旅行業協会(JATA)や一般社団法人全国旅行業協会(ANTA)の正会員である旅行業者と契約した場合には、「弁済業務保証金制度」があります。正会員となっている事業者が倒産したなどの理由で旅行が中止となってしまった場合に、協会が、その旅行業者の弁済限度額の範囲内で、弁済することになっています。

また、JATAの正会員の中には、任意の制度である「ボンド保証制度」に加入している事業者もあります。その旅行業者との旅行契約が、倒産などにより中止となったときは、上記保証金制度による「弁済保証金」と「ボンド保証金」の合算額が弁済限度額となります。

JATAやANTAの正会員ではない旅行業者については、その旅行業者が登録した行政庁に対して、「営業保証金制度」から弁済を受けます。

なお、これらの制度によって、全額の弁済が受けられるとは限りません。

**Q** 有効期間3年の間、何回でも受けられる脱毛エステ契約をし、その代金をクレジットを利用して、12回分割払いとしました。ところが、エステ業者が3カ月後に倒産してしまいました。まだ1回しか施術を受けていません。クレジットの返済は3回引き落とされています。契約はどうなりますか？ お金は返ってきますか？



**A** 受けられないサービスの代金を支払う理由はありません。そのため、クレジット会社に対して、4回目以降の支払いは拒否することができます(抗弁の対抗)。

施術をまだ1回しか受けていないうえ、契約期間が36カ月のうち3カ月しか経過していないのに、代金の4分の1を既に支払っているため、払い過ぎとなっていますが、この分をクレジット会社から取り戻すことはできません。また、倒産したエステ業者からの破産配当や取り戻しはあまり期待できません。

エステ業者が倒産すると、倒産したエステ業者との契約を引き継ぎ、引き続きエステを受けられるようにするので、新たにいくらかの支払いをしてほしいという事業者が現れる場合もあります。これは新たな契約となるので、契約するかどうかは、よく考えてからにしましょう。